

商品概要説明書

(一般財形貯金)

(平成23年4月1日現在)

1.商品名	・ 財産形成期日指定定期貯金
2.販売対象	・ 勤労者(年齢制限はありません。)
3.期間(預入期間)	・ 3年以上
4.預入方法	
(1) 預入方法	・ 次の賃金から年1回以上の定期的な天引きによる預入 月例給与および賞与 月例給与 賞与
(2) 預入金額	・ 1回あたり1,000円以上
(3) 預入単位	・ 1,000円単位
(4) 預入貯金の種類	・ 預入日の3年後の応答日を満期日とする一口の期日指定定期貯金とします。
5.払戻方法	・ 据置期間経過後、全部または一部について払い戻します。
6.利息	
(1) 適用金利	・ 預入時の店頭表示の利率を満期日まで適用します。
(2) 利払頻度	・ 据置期間経過後、全部または一部払戻時に元金とともに支払います。
(3) 計算方法	・ 付利単位を1円として、1年を365日とする日割で1年毎の複利により計算します。
(4) 税金	・ 20%(国税 15%, 地方税 5%)の分離課税となります。
(5) 金利情報の入手方法	・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。または、窓口でお問合せください。
7.手数料	-
8.付加できる特約事項	-
9.中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 預入期間6か月未満の場合:解約日における普通貯金利率 預入期間6か月以上1年未満の場合:預入時の2年以上の利率×40% 預入期間1年以上1年6か月未満の場合:預入時の2年以上の利率×50% 預入期間1年6か月以上2年未満の場合:預入時の2年以上の利率×60% 預入期間2年以上2年6か月未満の場合:預入時の2年以上の利率×70% 預入期間2年6か月以上3年未満の場合:預入時の2年以上の利率×90%
10.貯金(預金)保険制度(公的制度)	・ 保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること。」という3条件を満たすもの)を除く)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
11.苦情処理措置および紛争解決措置の内容	苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当組合支店または本店金融共済部(電話:0256-36-5207)にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、新潟県農業協同組合中央会が設置・運営する新潟県JAバンク相談所(電話:025-224-3100)でも、苦情等を受け付けております。 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、直接、次の機関を利用できます。連絡先については、上記当組合支店または本店金融共済部、新潟県JAバンク相談所にお問い合わせください。 新潟県弁護士会(電話:025-222-3765) そのほか、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、横浜弁護士会、山梨県弁護士会、愛知県弁護士会、京都弁護士会、兵庫県弁護士会、広島弁護士会、愛媛弁護士会、福岡県弁護士会 また、上記の新潟県JAバンク相談所を通じて次の機関をご利用できます。 仙台弁護士会、山形県弁護士会、埼玉弁護士会、富山県弁護士会、静岡県弁護士会、総合紛争解決センター(大阪府)、岡山弁護士会、鹿児島県弁護士会
12.その他参考となる事項	・ お一人で複数の契約が可能です。 ・ 据置期間経過後は、1万円以上1千円単位で一部解約ができます。 ・ 満期日以降の利息は、解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口へお問い合わせ下さい。

J A に い け た 南 浦